2022 年度版 インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書

2023年5月

インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会

【概要】

1. 効果検証分科会の報告

● 本年度(2022年度)は、引き続きインターネットオークション(以下、オークション) およびフリマアプリ(以下、フリマ)を対象に効果検証を実施するとともに、権利者な らびにオークションやフリマ等の C2C マーケットプレイス運営事業者(以下、プラットフォーマー)による自主的な取組の成果をより明確に示すため、権利侵害物品の出現 率を基準とした群分けに基づいて、検証結果の分類・整理を行った。

両群(1群と2群)とも総じて、コロナ禍の影響によってインターネット市場での拡大した物流量が維持されていることを勘案すれば、侵害品出現率は極めて低水準に保たれている。これは、本協議会での議論をもとにした権利者(団体)・プラットフォーマー双方の取組が継続・維持された成果であると考えられる。

- 1 群のサービスについては、プラットフォーマーによる自主パトロールおよび権利者からの通知に基づく削除等の措置が実施されたことにより、昨年度よりわずかに侵害品出現率が上昇したものの引き続き低水準に抑えられていることが確認できた。
- 2 群のサービスについては、ここ数年侵害品出現率が低下傾向にあったものの、昨年度は上昇に転じた。本年度は昨年度よりやや減少し一昨年度とほぼ同水準に戻っており、プラットフォーマーと一部悪質な出品者との間で一進一退の攻防が行われているといえる。引き続き必要な自主的な取組を継続することにより侵害品出現率を安定的に低下させ、1 群への移行を果たすことが期待される。

2. ガイドライン分科会の報告

- ガイドライン分科会では、「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」 (以下「本ガイドライン」という。)の運用状況の報告及び最新の侵害事例の共有を行 うとともに、これらに関する意見交換を行った。
- 本年度は、本ガイドライン別紙について、新規情報を追加した暫定版を作成し、試験的 な運用を実施した。また、その後に各社から提案を受けた新規情報については継続して 追加の要否について議論を行うこととした。

3. 第三部会の報告

● 第三部会では、改正商標法・意匠法・関税法施行に伴う海外からの模倣品流入に関する対策の強化につき、関係省庁をオブザーバとして招き、制度に関する説明を行っていただいた。

● また、BtoC プラットフォームにおける侵害品対策に関する検討について、本年度はまず実態の把握を行うこととし、具体的な取組の検討については次年度以降に継続的に議論を行うこととした。

【本文】

1. 効果検証分科会の報告

(1)効果検証の方法

本年度も昨年度と同様、権利者の実務担当者とプラットフォーマーの実務担当者で構成される「効果検証分科会」において実施要領(別紙1「効果検証の実施方法について」参照)を定めた上、これに基づき効果検証を実施した。

①効果検証対象

オークションおよびフリマを含めた6つのサービスを効果検証の対象とした。

②効果検証対象出品

本年度も昨年度と同様、検証対象出品を2つに分けて検証を行った。

i 「侵害品出品」

画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断できるものであり、(権利者からは) プラットフォーマーに出品停止要請が可能なもの。

ii 「侵害蓋然性出品」

発信されている情報からは(ガイドライン等に照らす限り)プラットフォーマーにおいて削除をする直接の根拠が得られないが、①権利者からは画面上の文章・画像から著作権・商標権を侵害すると判断できプラットフォーマーに対する出品停止要請を行えば対応可能と思料されるもの(未通知侵害出品)、②諸情報を勘案すると権利者が当該商品を購入し確認した場合には間違いなく侵害品である、と思料される出品(蓋然性が高い出品)。

③プラットフォーマーの群分け

権利者並びプラットフォーマーによる自主的な取組の成果をより明確にするため、侵害品出品の出現率に応じプラットフォーマーが提供するサービスを 1 群から 3 群に分類した。

- i 1群(直近3年間の侵害出品率の平均値が2%未満):5サービス
- ii 2 群(直近3年間の侵害出品率の平均値が2%以上10%未満):1 サービス
- iii 3群(直近3年間の侵害出品率の平均値が10%以上):0サービス

(2)検証結果

①オークション

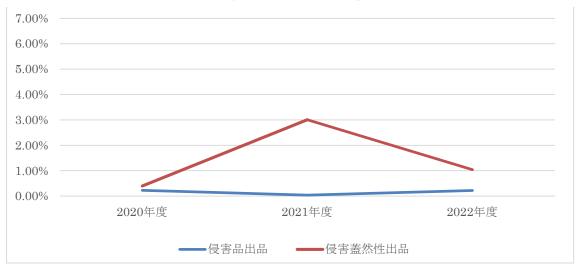
i 「侵害品出品」の出現率

		令和 2 年度 (2020 年度)		令和 3 年度 (2021 年度)		令和 4 年度 (2022 年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	1,800	0. 28%	1, 247	0.08%	1, 187	0.08%
	2 群	_	_	_	_	_	_
	3 群	_	_	_	_	_	_
商標権	1 群	2, 197	0. 18%	4, 127	0.02%	2, 480	0. 28%
	2 群	_	_	_	_	_	_
	3 群	_	_	_	_	_	_
合計	1 群	3, 997	0. 23%	5, 374	0.04%	3, 667	0. 22%
	2 群	_	_	_	_	_	_
	3 群						_

ii 「侵害蓋然性出品」の出現率

		令和 2 年度 (2020 年度)		令和 3 年度 (2021 年度)		令和 4 年度 (2022 年度)	
,		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1 群	1,800	0.00%	1, 247	3. 53%	1, 187	0. 17%
ľ	2 群	_	_	_	_	_	_
	3 群	_	_	_		_	_
商標権	1 群	2, 197	0.73%	4, 127	2.86%	2, 480	1. 45%
	2 群	_	_	_		_	_
	3 群		_	_		_	_
合計	1群	3, 997	0.40%	5, 374	3. 01%	3, 667	1.04%
	2 群		_	_	_		_
	3 群	_	_	_	_	_	_





②フリマ

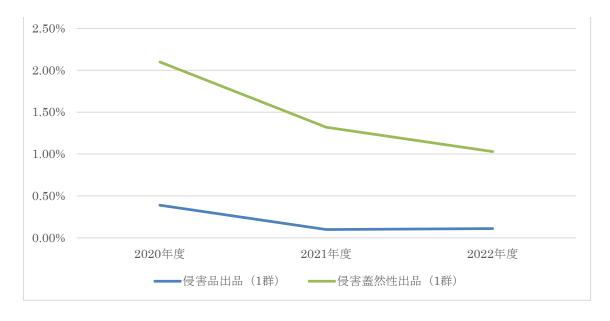
i 「侵害品出品」の出現率

		令和 2 年度 (2020 年度)		令和 3 年度 (2021 年度)		令和 4 年度 (2022 年度)	
		検証数	出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1群	2, 198	0.18%	2, 813	0.18%	2, 611	0.08%
	2 群	1, 301	0.54%	112	0.00%	26	0.00%
	3 群		_	_	_	_	_
商標権	1 群	4, 742	0.49%	7, 069	0.07%	4, 802	0.12%
	2 群	2, 308	1. 78%	1, 171	7. 17%	731	1. 50%
	3 群		_	_	_	_	_
合計	1 群	6, 940	0.39%	9, 882	0.10%	7, 413	0.11%
	2 群	3, 609	1.33%	1, 283	6. 55%	757	1. 45%
	3 群	_	_	_	_	_	_

ii 「侵害蓋然性出品」の出現率

		令和 2 年度 (2020 年度)		令和 3 年度 (2021 年度)		令和 4 年度 (2022 年度)	
			出現率	検証数	出現率	検証数	出現率
著作権	1群	2, 198	3. 78%	2,813	2. 17%	2,611	0.31%
	2 群	1, 301	0.00%	112	0.00%	26	0.00%
	3 群	_	_	_		_	
商標権	1群	4, 742	0.39%	7, 069	0. 98%	4,802	1. 42%
	2 群	2, 308	5. 16%	1, 171	5. 64%	731	4. 51%
	3 群	_		_		_	_
合計	1 群	6, 940	2.10%	9,882	1. 32%	7, 413	1.03%
	2 群	3, 609	3. 30%	1, 283	5. 14%	757	4. 36%
	3 群	_		_			_

【参考】フリマ(1群)での出現率(著作権と商標権の合計)推移





【参考】フリマ(2群)での出現率(著作権と商標権の合計)推移

(3)検証結果の分析

①オークションについて

いずれのサービスも 1 群にカテゴライズされており、本年度も「侵害品出品」の出現率を極めて低く保つことができている。「侵害蓋然性出品」の出現率も、昨年増加したものの、本年度は著作権・商標権ともに減少に転じることとなった。

②フリマについて

昨年度は6サービスを検証対象としたが、2サービスが閉鎖されたため、本年度は4サービスに対して検証を実施した。

1 群にカテゴライズされる 3 つのサービスにおいては、「侵害品出品」及び「侵害蓋然性 出品」の出現率は極めて低水準に保たれている。年々出現率が低下を続けていることは、本 協議会の取組の成果の表れであると考えられ、引き続き関係者において新たな手法・技術の 導入等も含めた取組を継続し、この傾向を維持していくことが期待されるところである。

また、2群にカテゴライズされる1つのサービスは、昨年度においては一部商品について 削除対応が追い付かなかったとの理由から「侵害品出品」の数値の上昇がみられたが、本年 度は当該要因が解消され数値は低下した。当該サービスにおいては削除対応等の取り組み を積極的に進める意思を有しており、今後もその継続実施が期待されるところである。

iii.小活

総じていえば、本年度においても、本協議会において侵害品判断の知見や対応ノウハウを 共有・蓄積することや侵害品流通について事業者、権利者及び関係各所が情報交換をするこ とが侵害品の流通の実効的な防止に寄与していることが確認できたといえる。

また、昨年度にはオークション及び一部フリマでの「侵害蓋然性出品」に関わる数値の悪化したものの、本年度にはこれが改善したことも評価に値すると思われる。

今後とも、権利者及びプラットフォーマーが相互に情報共有を行うとともに協力して分析・検討を行うことにより、必要に応じたガイドラインの改訂など更なる実効的な対応を図っていくことが期待される。

(4) その他

効果検証は、本協議会における権利者及びプラットフォーマーの自主的な取組の結果を示す一つの指標となるものであることから、より正確な実態を反映するために適切かつ効率的な方法で行われることが求められる。そのため、プラットフォーマーのサービス特性等をきめ細かく反映することが可能となるような検証方法のあり方について今後も検討を行っていく必要があると認識している。

また、任意調査の結果を活用して、その時点における様々な課題について詳細な分析を行って対策方法を見出し、本協議会で用いるガイドラインの改定をはじめとする侵害品流通 阻止の様々な対策につながる提言を継続的に行うことも重要と考える。

2. ガイドライン分科会の報告

(1) 本ガイドラインの改定について

現行のガイドライン本紙に基づく運用により侵害品の流通防止に一定の成果が見られることもあって、本年度においては現行のガイドラインを内容を維持しつつ、その効果検証等の 運用を行うことが望ましいとの意見で一致した。

(2) 本ガイドライン別紙の改定について

権利者から情報追加の提案を受けて内容を協議し、正会員の合意のもとに当該情報を反映させた本ガイドライン別紙暫定版を 2022 年 11 月に作成・運用を開始したところであるが、2022 年度効果検証(2023 年 1~2 月実施)を経て、今後、これを改訂版と格上げすることに支障がないことを確認した。次回の本会議において改訂版とすることについて最

終承認を得ることとしたい。

(3) 具体的内容

第1回(令和4年10月20日(木)開催)

- ・本年度のガイドライン分科会での討議内容の検討
- ・本ガイドライン別紙の改定案の持ち寄り、主査による提案団体へのヒアリング、採用可否 の検討
- ・本ガイドライン別紙暫定版の作成、調整および採用の確定
- ・次年度の本ガイドライン別紙について改定案の持ち寄り、および採用可否の検討

3. 第三部会の報告

(1) 改正商標法・意匠法・関税法施行について

本年度の第三部会では、関係省庁の担当官を招いて 2022 年 10 月に施行された改正商標法・意匠法・関税法に関するご説明をいただき、会員間で情報共有を行った。

本改正により、海外の事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為について、権利侵害行為となることが明確化されるとともに、海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む模倣品が、「輸入してはならない貨物」として、税関の取締りの対象となった。これにより、個人で使用する場合であっても、海外の通販サイトで商品を購入した場合など、海外の事業者から送付される物品が侵害品である場合、税関による没収の対象となりうることとなり、国内に流入する侵害品の減少やプラットフォーマー各社の運営するサービスにおける侵害品の出現率の減少が期待されるところである。

引き続き、効果検証やプラットフォーマー各社の日頃の監視活動等を通じて、侵害品出現率の状況を確認していくこととした。

(2) BtoC プラットフォームにおける侵害品対策について

従前より課題となっていた BtoC プラットフォームにおける侵害品対策について、まず本年度においては、対応の枠組みについての検討材料とすべく、効果検証時の任意調査の一環として、権利者において可能な範囲で BtoC プラットフォームのにおける侵害品の出現状況をモニタリングすることとした。当該調査の結果や BtoC プラットフォーマー各社の実情を踏まえつつ、次年度以降も適切なあり方を模索していく。

4. 本年度の活動の総括

本年度は、ガイドライン分科会においてガイドライン別紙についての見直しを実施するとともに、効果検証分科会において効果検証を実施した。

効果検証結果においては、権利者・プラットフォーマー双方がそれぞれの立場を尊重しつ つ協同して侵害者に立ち向かうという「日本方式」の推進により、本年度も引き続き、1 群 における侵害品の出現率が極めて低い水準に留まっていることが確認された。昨年度にお いては、一部の商品類型につき、オークションおよびフリマ2 群において、侵害蓋然性出品 の出現率の上昇が確認されたところ、権利者・プラットフォーマー間の連携の強化およびプ ラットフォーマーによる監視対応の強化等により、数値の改善が確認された。

また、昨年度課題として取り上げられた BtoC プラットフォームにおける侵害品対策の取組の推進については、本年度においては効果検証時の任意調査において、可能な範囲で調査分析を進めることとした。当該調査の結果や各会員社が運営するプラットフォームの実情も踏まえつつ、次年度以降、対策のあり方について検討を進めていく。

本協議会では、これまでも権利者とプラットフォーマーとの対話、協議を通じて、知的財産権侵害品の流通抑止にかかる自主的な取組を推進してきたところである。

具体的には、個別の知的財産権侵害品について権利者とプラットフォーマーが情報連携、協議を行い、必要に応じてガイドライン等への反映や、プラットフォーマーによる当該ガイドラインを用いた自主的なパトロールの改善に役立てており、効果検証結果からもその効果が認められているところ、知的財産権侵害品からの消費者保護のための民間事業者間の連携のスキームとして非常に重要な意義を有している。

今後、関係省庁において知的財産権侵害品からの消費者保護政策を検討いただく際には、 民間の団体による本協議会の取組も参考としていただいた上で、消費者保護のため必要な 環境整備を推進いただくことを期待している。

なお、今後も本協議会の取組の成果を社会に発信していくと同時に、新たな侵害形態への 対応にかかる議論を進めていく予定である。

各種統計データ

■出品総数(単位:万)

	令和2年	令和3年	令和4年	
	2020年	2021年	2022年	
出品総数	12,521	12,989	11,442	

- ▶ 令和2年度の数値は正会員8社のうち7社の合計値。
- ▶ 令和3年度の数値は正会員9社のうち7社の合計値。
- ▶ 令和4年度の数値は正会員9社のうち6社の合計値。
- ▶ 計測に当たっては、12月の各日の一時点において出品中となっている出品物の点数を 測定し、1日あたりの平均値を「出品総数」として算出した。
- ▶ 出品総数の測定を行ったプラットフォーマーの数に変動があるため、各年度の数字を 比較して傾向を分析することは難しい。

■自主削除件数

	令和2年	令和3年	令和4年
	2020年	2021年	2022年
著作権	162,107	232,284	137,317
商標権	3,388,740	1,988,637	1,454,671
合計	3,550,847	2,220,921	1,591,988

- ▶ 令和2年度の数値は正会員8社のうち7社の合計値。
- ▶ 令和3年度の数値は正会員9社のうち7社の合計値。
- ▶ 令和4年度の数値は正会員9社のうち6社の合計値。
- ▶ 上記出品総数と同様、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

■権利者からの削除依頼件数

	令和2年	令和3年	令和4年	
	2020年	2021年	2022年	
著作権	177,564	121,778	199,644	
商標権	663,584	587,144	718,856	
合計	841,148	708,922	918,500	

- ▶ 令和2年度の数値は正会員8社のうち7社の合計値。
- ▶ 令和3年度の数値は正会員9社のうち8社の合計値。
- ▶ 令和4年度の数値は正会員9社のうち6社の合計値。
- ▶ 権利者からの削除依頼件数には、個別の商品が削除されたもの、販売者の利用停止措

置に伴う個別の商品削除を含む。

► 権利者によっては、効果的な知的財産権侵害品対策を行うために、重点的に監視を行う対象サービスや対象商品を変更している。そのため、権利者からの削除依頼件数は、各年度の数字を比較して傾向を分析することは難しい。

日本方式の原則

- 1. 両者(権利者とプラットフォーマー)は、互いの立場を十分に尊重した上で、自身の利益のみならず、何よりも消費者の利益を護るために、共通の敵である権利侵害者に対して協同して立ち向かうべきであるとの認識に立つこと。
- 2. 権利者は、権利とは自動的に保護されるものではなく、自らエンフォースメントを行うべきであるとの認識に立つこと。
- 3. プラットフォーマーは、インターネットの健全な発展のために、積極的に知的財産権の保護に努めるべきであるとの認識に立つこと。
- 4. 両者は、対策の推進にあたり、知的財産権を保護する意義と、利用者の営業の自由や通信の秘密が担保されることの意義を対等に認め、それら両方の価値を毀損しない対応をとるべきであるとの認識に立つこと。